

1 処分を受けた税理士

氏 名： 岡崎 山

登録番号： 第101369号

2 処分の内容

令和2年1月17日から1年7月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 非税理士に対する名義貸し

被処分者は、税理士でないA協同組合、B協同組合及びC協同組合の職員らが、各人の判断に基づいて作成した複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する等「名義貸し」行為を行った。